

板倉町移住支援金 要件チェックリスト

板倉町移住支援金とは

東京圏からの移住に係る一時的な経済負担の軽減を目的として、いくつかの要件に該当するかたに対して単身 60 万円、世帯 100 万円 + α を支給するものです。



下記の質問にお答えいただくと、支給要件に該当しているか確認できます。

() 内には地名が入ります。

Q1 移住元に関する要件について

Q1-1 本町に住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上

(どちらかにチェックが必要)

内 容	チェック
東京 23 区 () 内に住んでいた	<input type="checkbox"/>
東京圏※1 のうちの条件不利地域※2 以外の地域() に住み、東京 23 区 () 内に通勤※3※4 していた	<input type="checkbox"/>

(※1) …埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうちの条件不利地域を除く地域

(※2) …条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(※3) … 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に住み、東京 23 区内の大学等に通学した後、東京 23 区内の企業等へ就職した場合は、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、対象期間とすることができる。

(※4) … 東京 23 区への通勤の期間は、住民票を移す 3 か月前を起算点にできる。

Q1-2 本町に住民票を移す直前に、連続して 1 年※4 以上

(どちらかにチェックが必要)

内 容	チェック
東京 23 区 () 内に住んでいた	<input type="checkbox"/>

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域（ ）に 住み、東京23区（ 区）に通勤していた	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

Q2 移住先に関する要件について

(すべてにチェックが必要)

内 容	チェック
申請の日において、転入後1年以内である	<input type="checkbox"/>
申請の日から5年以上継続して居住する意思がある	<input type="checkbox"/>

Q3 地域の担い手に関する要件について

(ア～オのいずれかの要件に該当していること。
また、エについては(1)～(4)のすべてに該当していること。)

内 容	チェック
ア 就職に関する要件（一般の場合）	すべてに必要
勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	<input type="checkbox"/>
新たな勤務先が群馬県又は他の都道府県により運営されている求人サイトに移住支援金の対象として掲載されている求人であること	<input type="checkbox"/>
就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	<input type="checkbox"/>
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること	<input type="checkbox"/>
移住支援金支給対象企業への応募日が、同求人サイトに移住支援金の対象企業と掲載された日以後であること	<input type="checkbox"/>
当該法人に、移住支援金の本申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること	<input type="checkbox"/>
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>
イ 就職に関する要件（専門人材の場合）	すべてに必要
国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業すること	<input type="checkbox"/>
勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	<input type="checkbox"/>
週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること	<input type="checkbox"/>
当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること	<input type="checkbox"/>
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>

目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと	<input type="checkbox"/>
ウ テレワークに関する要件	すべてに必要
所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと	<input type="checkbox"/>
デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供を受けていないこと	<input type="checkbox"/>
エ 関係人口に関する要件 (1)	どちらかに必要
<input type="checkbox"/> ふるさと応援寄附の実績あり	<input type="checkbox"/> 居住歴がある
<input type="checkbox"/> 通学歴がある	<input type="checkbox"/> 町内に民法第725条に規定する親族がいる
関係人口に関する要件 (2)	どちらかに必要
<input type="checkbox"/> 申請者の年齢が50歳未満	<input type="checkbox"/> 申請者の配偶者の年齢が50歳未満
<input type="checkbox"/> 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している	
関係人口に関する要件 (3)	どちらかに必要
板倉町住宅取得支援事業補助金の確定を受けていること	<input type="checkbox"/>
新たに就農する個人で、下記の全てに該当すること ※新規就農されるかたは、(4)の要件を満たす必要はありません。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 土地や資金を調達し、新たに農業経営を開始する又は3親等以内の親族の農業経営を継承する意思をもっていること	
<input type="checkbox"/> 年間150日以上農作業に従事すること	
<input type="checkbox"/> 農業法人の被雇用者ではないこと	
関係人口に関する要件 (4)	どちらかに必要
<input type="checkbox"/> 農林水産業に就業すること	<input type="checkbox"/> 家業等に就業すること
<input type="checkbox"/> 群馬県内の企業へ就業すること	
<input type="checkbox"/> 町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加する意志があること	
オ 起業に関する要件	<input type="checkbox"/>
群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年内に受けなければならないこと	

Q4 世帯向けの要件について

(すべてにチェックが必要)

内 容	チ ェ ッ ク
申請者と世帯員が移住元で同一世帯に属していた	<input type="checkbox"/>
申請者と世帯員が申請の日において、同一世帯に属している	<input type="checkbox"/>
申請者と世帯員が申請の日において、転入の日から1年以内である	<input type="checkbox"/>

連絡先

氏名		電話番号	
メールアドレス	@		
現在の住所			
転入先の住所	板倉町	転入(予定)日	年 月 日

ご不明な点は下記までご連絡ください。

板倉町 企画財政課 企画調整係

TEL 0276-82-6125

MAIL k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp